

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 英語4技能・探究学習推進協会 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本の中学校及び高等学校に在籍する生徒に対して、英語4技能学習の推進と普及を図り、英語探究学習の機会提供の拡大を通じて、生徒の思考力、表現力、主体性を育み、世界中で活躍できる人材の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 英語プレゼンテーションコンテストの企画、運営
- (2) 英語教育に関する講演会、イベントの企画、運営
- (3) 英語学習プログラムの研究、開発、提供
- (4) 英語学習についての研究、情報提供
- (5) 教育関連団体、学校、教育従事者との交流、情報交換
- (6) 前各号に附帯する一切の事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(種別)

第5条 当法人には次の会員を置く。

- (1) 特定正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した法人又は団体
- (4) 学校会員 当法人の事業を賛助するために入会した学校法人
- (5) 個人会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人

2 前項の会員のうち特定正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の特定正会員、正会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める様式により申込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 特定正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 正会員、賛助会員、学校会員、個人会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上8名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第28条 理事会は、代表理事が招集し、議長を務める。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基金

(基金)

第31条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
(6) 財産目録
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第35条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告

(公告の方法)

第39条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 その他

(事務局)

第40条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般社団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則

1. 当法人の設立時の理事、監事及び代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 辻村直也、相川秀希、相澤貴俊

設立時代表理事 東京都江東区有明一丁目4番20-2536号 辻村直也

設立時監事 大藤耕治

2. 設立時社員の商号、本店は次のとおりである。

設立時社員 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 ウェブリオ株式会社

設立時社員 東京都千代田区六番町12番地6 株式会社サマデイ

3. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年5月31日までとする。

以上、一般社団法人英語4技能・探究学習推進協会を設立のため、設立時社員 ウェブリオ株式会社、同 株式会社サマデイの代理人 司法書士 山川高志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成30年4月6日

設立時社員

ウェブリオ株式会社

代表取締役 辻村直也

設立時社員

株式会社サマデイ
代表取締役 相川秀希

定款作成代理人

司法書士 山川高志